

改: 09 年 10 月

エアバッグ類車上作動処理 委託契約申込書類

作成の手引き

一般社団法人
自動車再資源化協力機構

目 次

1. 車上作動処理の委託契約について	1
2. 車上作動処理の要件等	2
3. 契約手続きに関する注意点	3
4. 申込書類一覧	4
5. 「車上作動処理委託契約申込みに関する確認事項届出書」の記入例	
(1) 新規契約希望の場合	5
(2) 組織変更の場合	6
6. 「車上作動処理委託契約申込みに関する誓約書」の記入例	7
7. 各種「様式」の記入例	
(1) 様式 1「車上作動処理加入登録申込書」	8
(2) 様式 2「車上作動処理に関する確認書」	9
(3) 様式 3「周辺状況確認図(概略版)」	10
(4) 様式 4「周辺状況確認図(詳細版)」	11
(5) 様式 5「事業所内施設配置図」<解体作業場または使用済自動車保管場所で車上作動処理を実施する場合>	12
(6) 様式 5「事業所内施設配置図」<解体作業場または使用済自動車保管場所以外の場所で車上作動処理を実施する場合>	13
(7) 様式 6-①②「周辺状況写真台紙」	14
(8) 様式 6-③「車上作動処理実施場所写真台紙」	15
8. 「車上作動処理実施場所に係る申告書」の記入例	16
9. 申込書類の提出方法および提出先	17

1. 車上作動処理の委託契約について

- ◆ 車上作動処理を行うには、自動車メーカー等と委託契約を締結することが必要です。
- ◆ 自動車メーカー等は、解体業者が車上作動処理可能な体制・環境であることを前提に契約を締結しますが、契約実務は自動車再資源化協力機構が窓口となり解体業者に「エアバッグ類車上作動処理業務規約」ならびに「エアバッグ類車上作動処理における遵守事項」を提示します。
- ◆ 契約は事業所ごとに締結します。新規に車上作動処理委託契約を希望する場合、また、車上作動処理を実施する事業所を追加する場合は「新規申込み」が必要です。
- ◆ 車上作動処理委託契約は国の認定を受けた上で締結しております。

2. 車上作動処理の要件等

◆ 作業について

- 自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類 適正処理情報」「同 関連資料」等に従い、一括作動処理ツール等を活用し安全および環境に十分配慮して作業を行うこと。
- 契約締結後に実施される「安全作業指導」※を必ず受講すること。

◆ 管理について

- 引取・引渡報告、作業、施設等、業務を管理する責任者を明確にしておくこと。
- 実務者に「車上作動処理に関する確認書（申込書類 様式 2）」に従った安全な作業や取扱いに関する注意事項を周知徹底していること。
- 車上作動処理を行った実績を「エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳（以下、管理台帳）」に記入・保管するとともに、自動車メーカー等による監査の受入れが可能であること。

◆ 発生音・発生臭対策等について

- 周辺環境や作業環境を考慮した発生音・発生臭等への対策がなされていること。

◆ 管理台帳について

- 車上作動処理を実施した後、速やかに「管理台帳」に処理の実績を記録し、5年間保管すること。
- 自動車メーカー等から「管理台帳」の提出を求められた場合は、速やかに対応すること。

◇ 車上作動処理委託契約を締結した場合は、機械式エアバッグ等物理的に車上作動処理ができない場合を除き、原則、車上作動処理を実施してください。

※「安全作業指導」とは、自動車再資源化協力機構、または自動車再資源化協力機構が委託した者が事業所を訪問し、自動車メーカー等が定める安全対策や業務手順について個別に講習を実施します。実施日については、契約締結後3ヶ月以内を目処に別途自動車再資源化協力機構、または自動車再資源化協力機構が委託した者からご連絡させていただきます。

「安全作業指導」受講前に車上作動処理業務を行う場合は、エアバッグ類適正処理情報等を熟読の上、実施してください。

3. 契約手続きに関する注意点

- ◆ 車上作動処理委託契約は、自動車リサイクルシステムへの登録手続きや国への認定申請手続きのために一定期間を要します。

契約手続きがすべて完了するまでは、取外回収しか行えないことをご承知おきください。

- ◆ 契約手続きがすべて完了したら、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターから手続き完了の旨を記載した「システム登録完了通知書」をお送りいたします。

「システム登録完了通知書」が届くまでは、車上作動処理は実施できないのでご注意ください。

- ◆ 国への認定申請手続きは月に1回ですので、申込受付から契約手続き完了までに最長で2ヶ月が必要となります。書類不備等により締切りまでに申込受付処理が間に合わなかった場合は、翌月の審査となります。

- ◆ 継続的に車上作動処理が実施可能な事業所を契約対象としております。

過去1年間に取外回収実績がない事業所については、契約をお断りする場合があります。

- ◆ 過去に契約義務履行違反等により契約解除された後、改めて新規申込みされた場合、義務履行状況確認の目的から追加業務（写真による管理、定期的台帳提出等）をお願いすることがあります。

4. 申込書類一覧

申込書類		提出方法
1	車上作動処理委託契約申込みに関する 確認事項届出書	必要事項を漏れなく記入してください。 原紙を提出し、コピーを控えとして保管してください。
2	車上作動処理委託契約申込みに関する 誓約書	内容承諾の上、記名・捺印してください。 原紙を提出し、コピーを控えとして保管してください。
3	〔様式 1〕 車上作動処理加入登録申込書 (車上作動処理委託契約申込書)	必要事項を漏れなく記入し捺印の上、原紙を提出してください。 コピーを控えとして保管してください。
4	〔様式 2〕 車上作動処理に関する確認書	原紙を提出し、コピーを控えとして保管してください。
5	〔様式 3〕 周辺状況確認図 (概略版)	
6	〔様式 4〕 周辺状況確認図 (詳細版)	
7	〔様式 5〕 事業所内施設配置図	
8	〔様式 6-①②〕 周辺状況写真台紙 〔様式 6-③〕 車上作動処理実施場所写真台紙	
9	解体業 許可証	コピーを提出してください。
10	車上作動処理実施場所に係る申告書	解体作業場または使用済自動車保管場所以外で車上作動処理を行う場合のみ原紙を提出し、コピーを控えとして保管してください。

※ 新規加入登録申込時は上記 1～9 の書類一式を提出してください。ただし、解体作業場または使用済自動車保管場所以外で車上作動処理を行う場合は、上記 10 の書類も併せて提出してください。

5. 「車上作動処理委託契約申込みに関する確認事項届出書」の記入例

(1) 新規契約希望の場合

(事業者として初めて解体業の許可を受けた場合・事業所を新たに追加した場合)

車上作動処理委託契約申込みに関する確認事項届出書

車上作動処理実施を希望される場合には、以下該当する項目をすべて記入のうえ、新規申込書類一式と「車上作動処理委託契約申込みに関する誓約書」を添えて提出してください。
 なお、審査の結果、契約を見送らせて頂くことも御座いますのでご了承ください。

	1	契約を希望する理由(該当する項目にチェックを付けてください)
	①	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業所の申込み <input type="checkbox"/> 組織変更による新規申込み(個人事業主→法人等)※ <input type="checkbox"/> その他()

※ 組織変更の場合には、契約締結後に個人事業主の委託契約に関する抹消手続きも行って頂きます。

	2	許可を取得した年月日(または許可を更新した年月日)
	②	20XX年 1月 1日

	3	申込事業所の過去1年間のエアバッグ類回収実績の有無
	③	有り ・ 無し

	4	委託契約済みの他の事業所(ある場合のみ記入)	
	④	事業所コード	100999000104
		事業所名	第一工場
		事業所コード	100999000204
		事業所名	第二工場
		事業所コード	100999000304
		事業所名	××町営業所解体部
		事業所コード	
		事業所名	
		事業所コード	
		事業所名	

〔記入方法〕

- ① 「新規事業所の申込み」欄にチェック☑を記入してください。
- ② 許可を取得した年月日(許可更新済みの場合は直近の許可更新年月日)を記入してください。
- ③ 申請日より過去1年間のエアバッグ類の回収実績(指定引取場所に引き渡した実績)の有無を記入してください。
- ④ すでに委託契約済みの事業所が他にある場合は、締結済み事業所の事業所コードと事業所名を記入してください。

5. 「車上作動処理委託契約申込みに関する確認事項届出書」の記入例

(2) 組織変更の場合

(個人事業主から法人への変更等)

車上作動処理委託契約申込みに関する確認事項届出書

車上作動処理実施を希望される場合には、以下該当する項目をすべて記入のうえ、新規申込書類一式と「車上作動処理委託契約申込みに関する誓約書」を添えて提出してください。
 なお、審査の結果、契約を見送らせて頂くことも御座いますのでご了承ください。

1	契約を希望する理由(該当する項目にチェックを付けてください)	
		新規事業所の申込み
	①	組織変更による新規申込み(個人事業主→法人等)※
		その他()

※ 組織変更の場合には、契約締結後に個人事業主の委託契約に関する抹消手続きも行って頂きます。

2	許可を取得した年月日(または許可を更新した年月日)	
	20XX年	1月 1日

3	申込事業所の過去1年間のエアバッグ類回収実績の有無	
	有り	無し

4	委託契約済みの他の事業所(ある場合のみ記入)	
	事業所コード	100999000104
	事業所名	環境太郎自動車商会
	事業所コード	
	事業所名	
	事業所コード	
	事業所名	
	事業所コード	
	事業所名	
	事業所コード	
事業所名		

〔記入方法〕

- ① 「組織変更による新規申込み」欄にチェック☑を記入してください。
- ② 新組織で解体業の許可を取得した年月日を記入してください。
- ③ 組織変更前の登録事業所の事業所コードと事業所名を記入してください。

※ 組織変更前の登録事業所について登録抹消の申請手続きが必要となりますので、後日、自動車再資源化協力機構からご連絡させていただきます。組織変更前の事業所において引取済みで、引渡報告が完了していない車台(エアバッグ類を含む)がある場合は、早急に次工程への引渡しおよび引渡報告を実施してください。

6. 「車上作動処理委託契約申込みに関する誓約書」の記入例

一般社団法人
自動車再資源化協力機構 御中

車上作動処理委託契約申込みに関する誓約書

このたびエアバッグ類車上作動処理委託契約申込みにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに宣誓します。

記

1. 自動車リサイクル法及び関連法令を遵守します。
2. 「エアバッグ類車上作動処理業務規約」ならびに「エアバッグ類車上作動処理における遵守事項」を遵守します。
3. 契約締結後に実施される「安全作業指導」を必ず受講し、安全かつ適正な作業を実施致します。
4. 自動車再資源化協力機構または同機構が委託した者が行う監査、業務調査等を受け入れます。
5. 管理台帳を作成していない場合、また作動処理実施記録の確認ができない場合は、速やかに車上作動処理委託料金の返還に応じます。
6. 継続的に車上作動処理を実施します。
(12ヶ月連続して車上作動処理の実績がない場合は、登録取消の措置を受けても異存はありません。)

平成XX年10月1日

② 事業者名 △△解体工業株式会社
代表者名 環境 太郎 捺印 ③

〔記入方法〕

- ① 記載内容を熟読し、内容をご承諾ください。
- ② 「事業者名」および「代表者名」を記入してください。
- ③ 法人の場合は代表者印、個人事業主の場合は個人印（シャチハタ不可）を捺印してください。

7. 各種「様式」の記入例

(2) 様式2「車上作動処理に関する確認書」

事業所名		事業所名	
△△解体工業株式会社		△△解体工業株式会社 第一工場	
③ 周辺に対する発生音への対策実施の必要性	有り	理由	学校敷地が近接しているため
	無し	理由	周辺200メートル以内に民家など発生音が影響する施設がないため、特別な対策は不要。
④ 作業員及び周辺に対する発生臭等への対策実施の必要性	有り	理由	作業員の作業効率を落とさない為。
	無し	理由	展開後、次の作業まで間隔をあけているため、特別な対策は必要としない。
	有り	理由	周辺に民家が近接しているため。
	無し	理由	周辺200メートル以内に民家など発生臭が影響する施設がないため、特別な対策は不要。
	有り	理由	換気時に業務用の扇風機を使用し、速やかに空気中に拡散させる。
⑤ 周辺状況確認図等	様式3・様式4・様式5・様式6-①②③		
⑥ 車上作動処理実施にあたっての確認	<input checked="" type="checkbox"/> 作業員に対して、自動車製造業者等が提供する車上作動処理の方法等に関する情報及び「エアバッグ類車上作動処理業務規約」及び「エアバッグ類車上作動処理における遵守事項」の内容について、従業員への社内教育を徹底し、エアバッグ類の適正な車上作動処理を実施致します。		

〔用途〕

契約審査にあたって、発生音・発生臭等の対策の必要性の有無およびその理由・実施方法および『車上作動処理にあたっての確認』欄に記載の内容に同意いただけただけを確認するために使用します。

〔記入方法〕

- ① 様式1に記入した「事業者名」を記入してください。
- ② 様式1に記入した「事業所名」を記入してください。
- ③ 発生音の対策が必要な場合は「有り」を、対策が不要な場合は「無し」を○で囲み、それぞれ理由を記入してください。「有り」の場合はその方法も記入してください。
- ④ 周辺および作業員に対し発生臭等の対策が必要な場合は「有り」を、対策が不要な場合は「無し」を○で囲み、それぞれ理由を記入してください。「有り」の場合はその方法も記入してください。
- ⑤ 「周辺状況確認図」は、様式3・4・5・6（①②③）を使用して作成してください。
- ⑥ 「車上作動処理実施にあたっての確認」欄に記載の内容を熟読いただき、その内容に従って業務を行うことを承諾いただいた上で、チェック箱を記入してください。

7. 各種「様式」の記入例

(3) 様式3「周辺状況確認図(概略版)」



〔用途〕

自動車再資源化協力機構（または同機構が委託した者）が現地監査・調査等で訪問する際の案内図として使用します。

〔記入方法〕

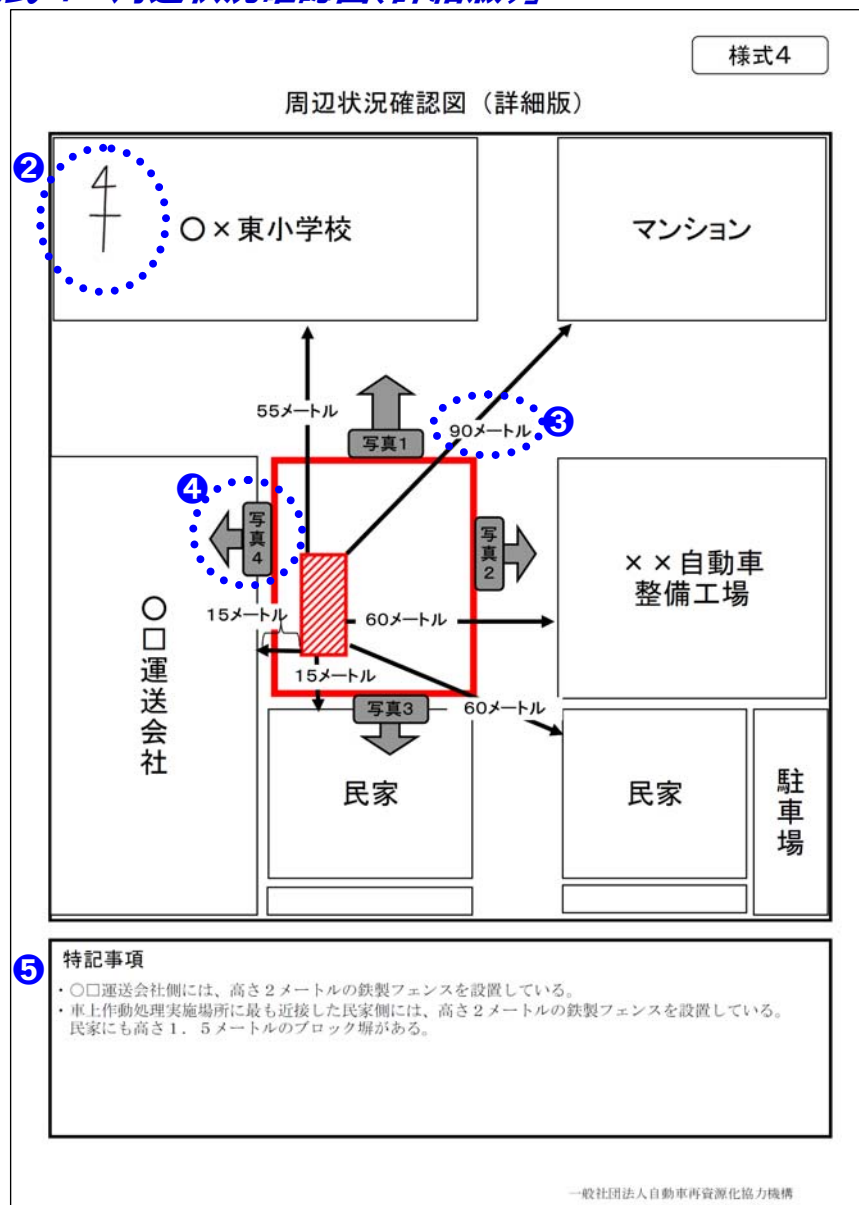
- 1 車上作動処理を実施する事業所を中心として、半径100m程度の範囲を記入してください。
- 2 東西南北がわかるように記入してください。

〔作成のポイント〕

- 独自に作成された地図でも市販の地図（インターネットから印刷したものを含む）を貼り付けていただいても結構です。
- 事業所が地図上で明確にわかるように、斜線を引いてください。
- 周辺施設（民家、会社、倉庫等）や幹線道路（国道・県道）等の目標物、およびその名称を記入してください。

7. 各種「様式」の記入例

(4) 様式4「周辺状況確認図(詳細版)」



〔用途〕

契約審査にあたって、周辺施設までの距離と事業所の壁等の状況を把握するために使用します。

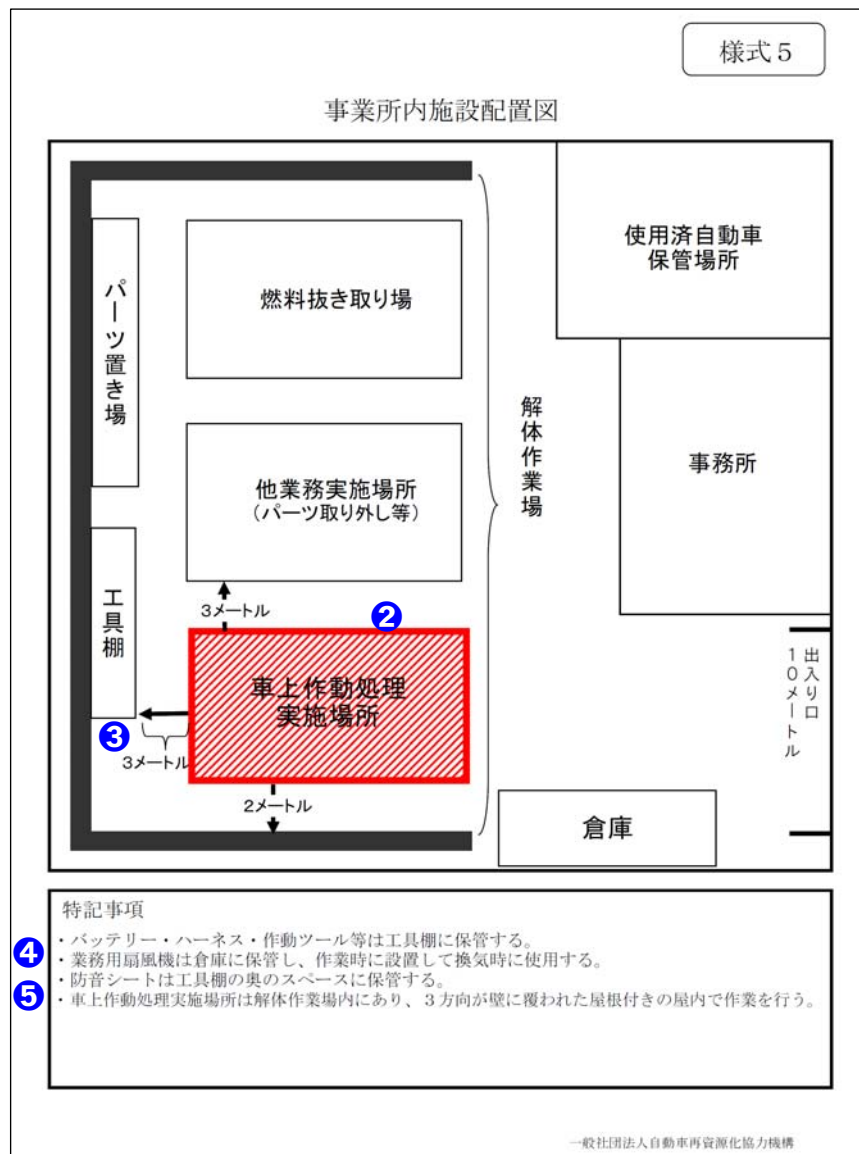
〔記入方法〕

- 事業所内の車上作動処理を実施する位置を斜線で記入し、その地点から半径50m程度の周辺施設を記入してください。
- 東西南北がわかるように記入してください。
- 車上作動処理を実施する位置から近隣施設までのおおよその距離を記入してください。
- 様式6-①②に貼付する「写真1～4」の撮影方向をそれぞれ記入してください。
- 平面図では判読しにくい周辺状況（壁の有無・高さ等）、および壁の種類（フェンス・ブロック・波板等）を特記事項欄に記入してください。

7. 各種「様式」の記入例

(5) 様式5「事業所内施設配置図」

＜解体作業場または使用済自動車保管場所で車上作動処理を実施する場合＞



〔用途〕

- ・ 契約審査にあたって、車上作動処理実施場所の状況等を確認するために使用します。

〔記入方法〕

- ① 解体作業場・使用済自動車保管場所が明確にわかるように、事業所内の施設配置を記入してください。
- ② 解体作業場・使用済自動車保管場所内で車上作動処理を実施する位置を斜線で記入してください。
- ③ 車上作動処理を実施する位置から事業所内の施設等までの距離を記入してください。
- ④ 車上作動処理作業に必要な工具類（バッテリー・ハーネス・カバー等）の保管場所を図面上、もしくは特記事項欄に記入してください。
- ⑤ 車上作動処理を実施する位置に屋根があるか、また、壁で囲まれているか等の特記事項欄に記入してください。

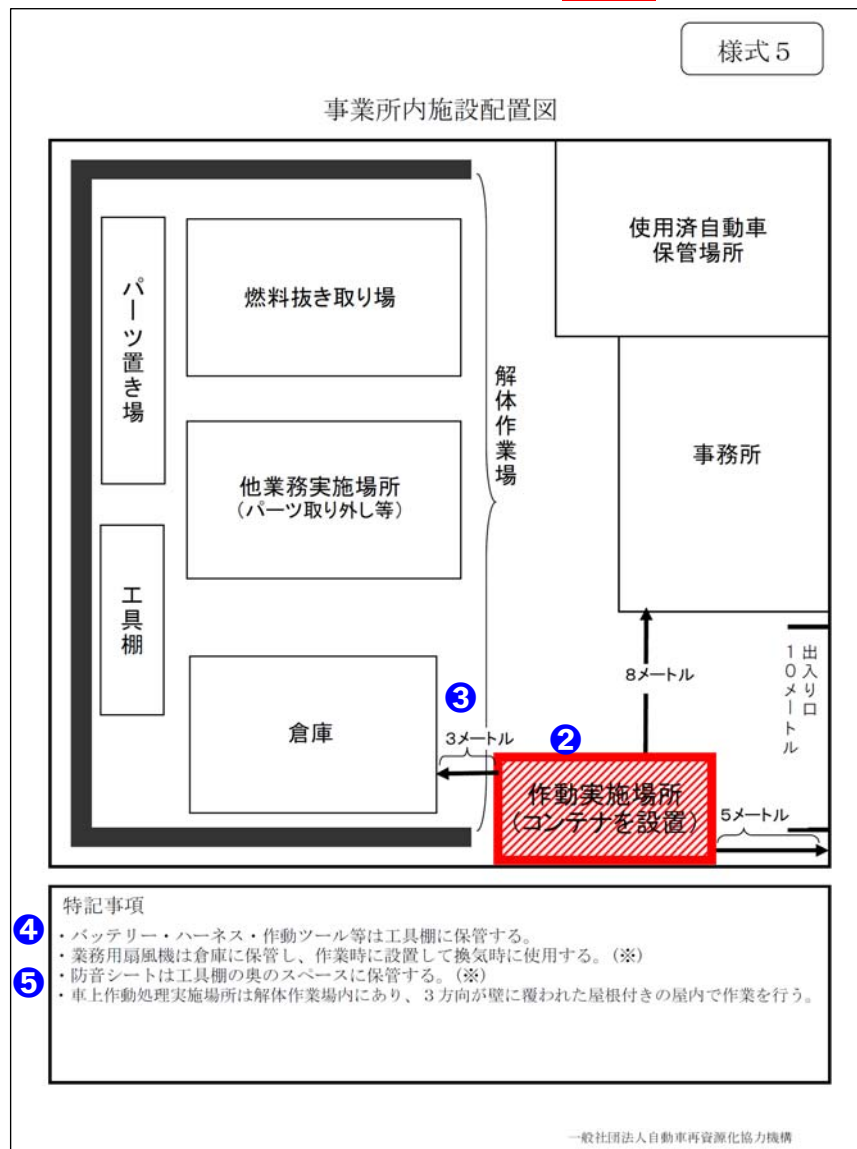
※ 発生音・発生臭対策等のためにコンテナ等で車上作動処理作業を実施する場合は、図面上または特記事項欄にその旨記入してください。

※ 使用済自動車保管場所で車上作動処理作業を行う場合であっても、機械式エアバッグ等の取外回収作業は必ず解体作業場で行ってください。

7. 各種「様式」の記入例

(6) 様式5「事業所内施設配置図」

＜解体作業場または使用済自動車保管場所**以外**の場所で車上作動処理を実施する場合＞



〔用途〕

契約審査にあたって、車上作動処理実施場所の状況等を確認するために使用します。

〔記入方法〕

- ① 解体作業場・使用済自動車保管場所が明確にわかるように、事業所内の施設配置を記入してください。
- ② 車上作動処理を実施する位置を斜線で記入してください。
- ③ 車上作動処理を実施する位置から最も近い事業所内の施設等までの距離を記入してください。
- ④ 車上作動処理作業に必要な工具類（バッテリー・ハーネス・カバー等）の保管場所を図面上、もしくは特記事項欄に記入してください。
- ⑤ 車上作動処理を実施する位置に屋根があるか、また、壁で囲まれているか等の特記事項欄に記入してください。

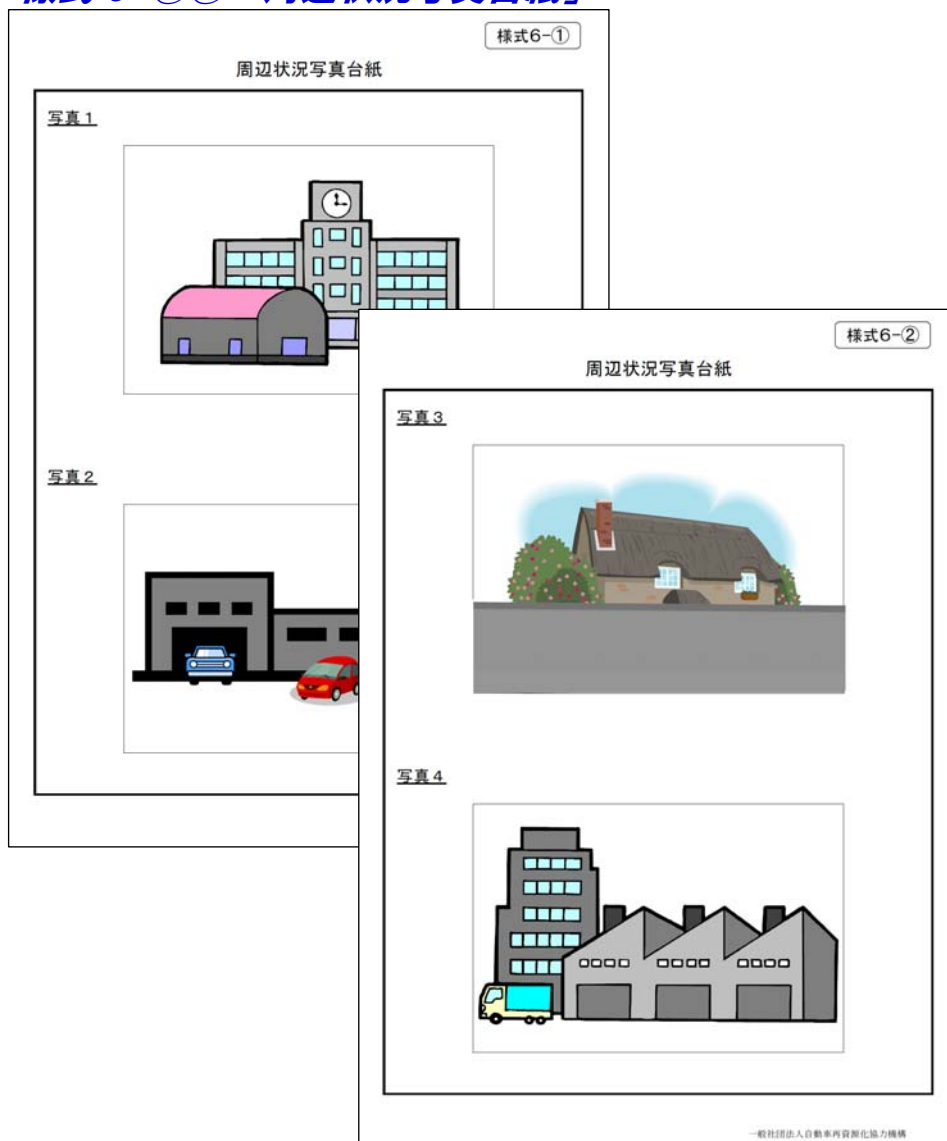
※ 発生音・発生臭対策等のためにコンテナ等で車上作動処理作業を実施する場合は、図面上または特記事項欄にその旨記入してください。

※ 機械式エアバッグ等の取外回収作業は必ず解体作業場で行ってください。

※ 「車上作動処理実施場所に係る申告書」（16 ページ参照）を必ず提出してください。

7. 各種「様式」の記入例

(7) 様式 6-①② 「周辺状況写真台紙」



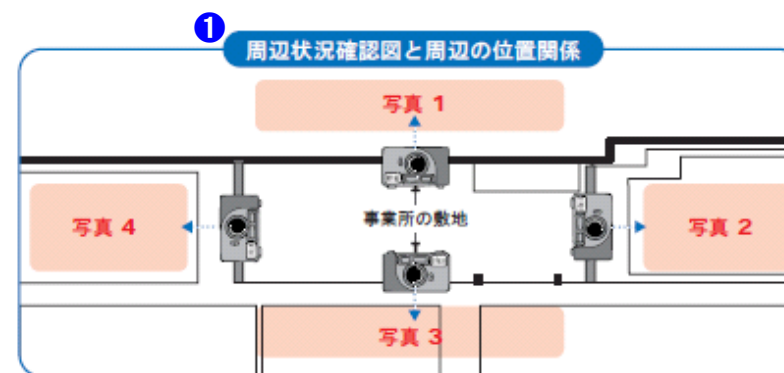
〔用途〕

契約審査にあたって、周辺状況を把握するために使用します。(様式4との整合確認をします。)

〔作成方法〕

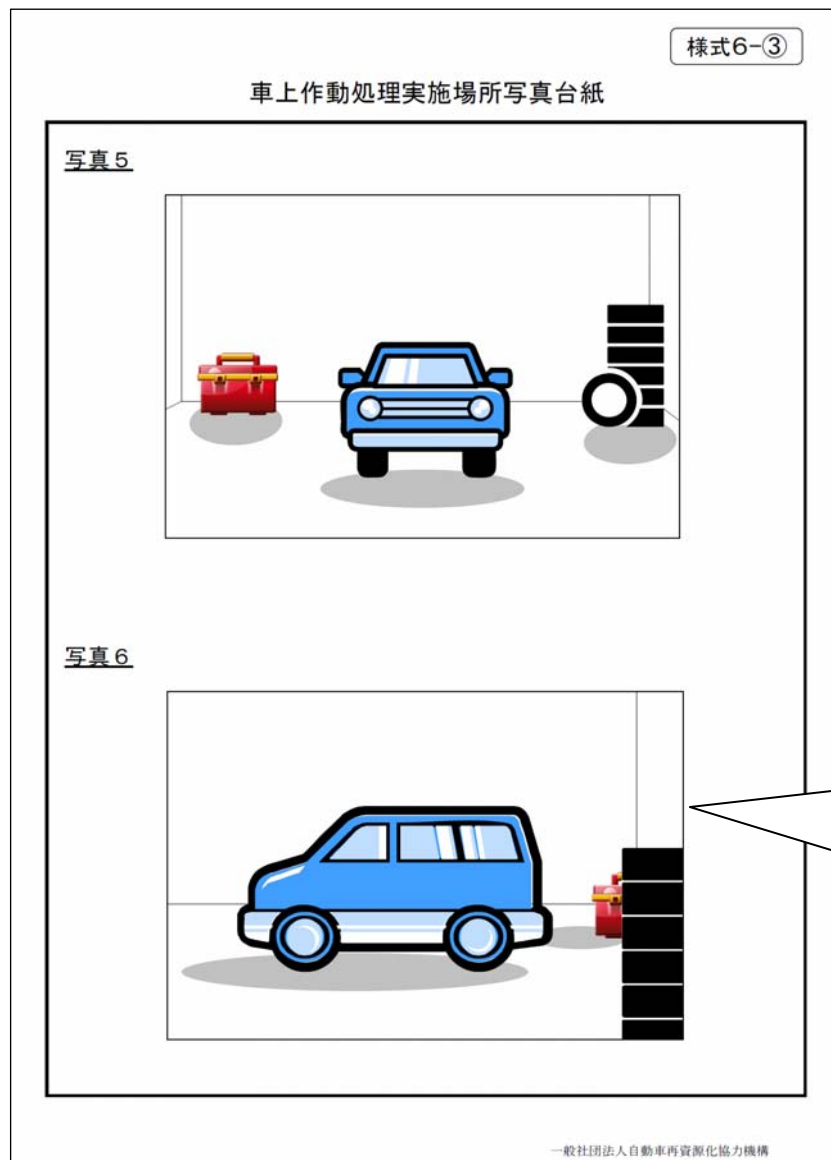
- ① 事業所の敷地から見た周辺外側 4 方向の状況が確認できる写真を撮影してください。
- ② 様式4で記入した撮影方向に合わせて、写真1～4欄にそれぞれ貼り付けてください。

※ デジタルカメラで撮影し印刷したもの、インスタントカメラで撮影されたものでも結構です。



7. 各種「様式」の記入例

(8) 様式 6-③ 「車上作動処理実施場所写真台紙」



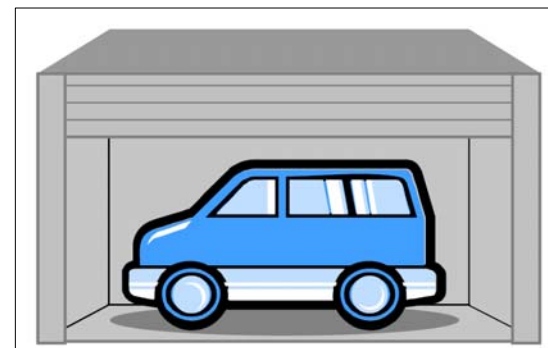
〔用途〕

契約審査にあたって、車上作動実施場所状況を把握するために使用します。（様式5との整合確認をします。）

〔作成方法〕

- 1 車上作動処理実施位置に車両を設置し、床面の状況がわかるように、車両正面と車両側面のそれぞれ各1枚を撮影し、写真⑤・⑥欄にそれぞれ貼り付けてください。
- 2 コンテナ等を設置して作業を実施する場合も、コンテナ等の内部床面の状況がわかるようにに撮影してください。

（参考）コンテナ等を設置して作業を実施する場合



8. 「車上作動処理実施場所に係る申告書」の記入例

① 平成XX年 10月1日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構 御中

車上作動処理実施場所に係る申告書

解体作業場または使用済自動車保管場所として、所管する自治体に申請等を行った場所以外において、エアバッグ類の車上作動処理を行うにあたり、車上作動処理委託契約申込書類（様式4・様式5・様式6-③）に示す場所において実施することを申請図面・標準作業書等により所管する自治体に対し必要な手続きを行ったことを証します。

② 所管自治体：東京 都 道・府・県・市

③ 自治体への手続日※：平成XX年10月1日

④ 自治体への手続方法：申請図面・標準作業書・その他（ ）

※新規許可申請時もしくは更新許可申請時に、車上作動処理実施場所を記載した申請図面や標準作業書等を所管自治体に提出している場合は「許可された日もしくは更新許可された日」を記入してください。
また、車上作動処理実施場所を記載した申請図面や標準作業書等を変更届出により所管自治体に提出した場合、もしくは今後所管自治体に提出する場合は「変更届出を提出した日」を記入してください。

解体作業場または使用済自動車保管場所以外の場所においてエアバッグ類の車上作動処理を行う場合は、廃油及び廃液の地下浸透を防止するための措置を講じます。

なお、虚偽の申告を行った場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約 第7条第1項（2）に基づく登録取消の措置を受けても異存はありません。

⑤ 事業者／事業所名： △△解体工業株式会社

代表者名： 環境 太郎 ⑥ 捺印

左記項目以外で自治体へ確認した場合は、具体的な手続を記入ください。（例：9/24自治体による立入検査にて確認）

◆ 解体作業場または使用済自動車保管場所以外で車上作動処理を実施する場合は、必ず「車上作動処理実施場所に係る申告書」の提出が必要です。

- ① 申告書の作成日を記入してください。
- ② 所管の自治体名（解体業の許可を取得した自治体名）を記入してください。
- ③ 所管の自治体への手続き日を記入してください。
- ④ 所管の自治体への手続き方法を選択してください。
- ⑤ 「事業者名」「事業所名」および「代表者名」を記入してください。
- ⑥ 法人の場合は代表者印、個人事業主の場合は個人印（シャチハタ不可）を捺印してください。

9. 申込書類の提出方法および提出先

提出する申込書類一式を同封し、下記宛先まで郵送してください。

【送付先】

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30
日本自動車会館 16 階
一般社団法人 自動車再資源化協力機構
車上作動処理審査係 宛

【締切り】

毎月 月末（必着）

車上作動処理委託契約申し込みに関する
お問い合わせ先

一般社団法人
自動車再資源化協力機構
車上作動処理審査係
03-5405-6155